令和４年　第１回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（ ２日目 ）

開　議　　令和４年３月１１日（金）

散　会　　令和４年３月１１日（金）

仁　木　町　議　会

令和４年第１回仁木町議会定例会（２日目）会議録

開　会　　令和　４年　３月１１日（金）　　午前　９時３０分
散　会　　令和　４年　３月１１日（金）　　午後　１時３９分

議　　長　　横　関　一　雄　　副　議　長　　宮　本　幹　夫

出席議員（９名）

１　番　　麿　　直　之	２　番　　木　村　章　生	３　番　　門　脇　吉　春
４　番　　佐　藤　秀　教	５　番　　嶋　田　　茂	６　番　　野　崎　明　廣
７　番　　上　村　智恵子	８　番　　宮　本　幹　夫	９　番　　横　関　一　雄

欠席議員（０名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町　　長	佐　藤　聖一郎	産　業　課　長	菊　地　健　文
副　町　長	林　　幸　治	産　業　課　参　事	嶋　井　康　夫
教　育　長	岩　井　秋　男	教　育　次　長	奈　良　充　雄
総　務　課　長	鹿　内　力　三	農業委員会事務局長	三　沢　世　紀
財　政　課　長	和　田　秀　文	選挙管理委員会書記長	（鹿　内　力　三）
企　画　課　長	新　見　　信	代表監査委員	原　田　　修
住　民　課　長	河　井　　健	識見監査委員	今　井　聡　裕

議会事務局職員出席者

事　務　局　長	浜　野　　崇
総務議事係長	佐　藤　祐　亮

開　会　　午前９時３０分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、９名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

３月10日に引き続き、７番・上村議員及び８番・宮本議員を指名します。

日程第２　一般質問

○議長（横関一雄）日程第２『一般質問』を行います。４名の方から４件の質問があります。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、質問１件につき時間は最長で30分とします。

それでは『北海道新幹線並行在来線廃止に伴う今後の取組は』以上１件について佐藤議員の発言を許します。４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは先に通告してありました、北海道新幹線並行在来線廃止に伴う今後の取組は、について質問させていただきます。

２月３日に開催された北海道と沿線９市町による並行在来線対策協議会の後志ブロック会議で、令和12年度の北海道新幹線札幌延伸に伴いＪＲ北海道から経営分離される函館線の長万部・小樽間（140.2km）のうち、長万部・余市間（120.3km）について、沿線７町は鉄路を廃止し、バス転換することで合意しました。これにより、今後は廃止時期やバス転換に向けた具体的な対策が課題となります。また、余市～小樽間のあり方については、余市町は第三セクター方式で鉄路を残すよう求めており、小樽市も「住民への説明が必要」として態度を保留していることから、改めて北海道と小樽市、余市町の３者で協議される予定です。在来線が廃止されバス転換することで、倶知安町を除く後志地域が完全に素通りされ、新幹線開業を契機とした地域経済の活性化に向けてのハードルが高くなることが予想されます。さらに、地域経済が衰退し、過疎化が進むことも懸念されるため、危機感をもって交通体系の構築に取り組む必要があると考えます。本町においても地域住民との意見交換会等で出された課題などを精査し、地域経済の活性化や人口減少、少子高齢化など時代の変化に応じた、持続可能な交通体系を整備することが重要であると考えます。そこで、これらの状況を踏まえて、今後の具体的な取組について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今佐藤議員からの、北海道新幹線並行在来線廃止に伴う今後の取組は、の質問にお答えいたします。

これまでの東京一極集中の人口動態から、地方においては少子高齢化に伴い過疎化が進行する中、現在、北海道新幹線札幌延伸に向けた工事が進められ、また、後志自動車道の開通や一般国道５号（仮称）仁木インターチェンジの開通を令和６年に控え、後志管内を縦断する高規格道路の建設など新たな交通インフ

ラの整備が計画されております。これまで地域住民の足として産業発展にも重要なインフラとしての役割を担ってきた並行在来線の存廃やそれら状況の変化は、本町を始めとする沿線自治体や後志管内市町村における地域公共交通に大きな変化を与えることと認識しております。私が「バス転換」を選択した背景には、今後、町が持続的な発展をしていく上で、大きな負担を抱えながら現状維持するのではなく、新しい取組の中から新たな可能性を見出していくことが町の発展につながるとの考えの下、この変化を契機とし、持続可能な公共交通体系の整備に取り組んでいく必要があると考えたからであります。特に、地域住民生活における移動手段の確保は重要な課題として認識しており、中央バス銀山線の廃止に伴い予約制バス「ニキバス」の運行を平成30年10月から開始しております。このニキバスの運行に関しては、毎年利用者アンケートを継続し、停留所の増設や新規ルートの検討など利便性の向上に向けた取組を実施しており、令和３年度においては然別・砥の川地区、南町・東町地区の住民を対象にニーズ調査を実施し、循環・往復バスルートの検討を行うなど地域住民の足の確保を重点に公共交通に関する課題に取り組んでまいりました。北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議においては、余市以南、長万部・余市間は「バス転換」との方向性を決定し、今後はバス事業者との協議を進め、余市・小樽間については北海道、小樽市及び余市町において鉄路の存廃を継続協議していくこととなっております。

町の取組といたしましては、令和４年度からニキバスを予約制から定時定路線のコミュニティバスに変更し、さらに運行ルートの一部見直しなど、地域住民の利便性の向上に努めていくとともに、令和２年度に施行されました道路運送法の改正により、観光客や余市町からの来訪者がニキバスを利用することができることになったことから、乗車が可能となるよう見直しを行ってまいります。

また、地域交通ネットワークの確保・充実を図るための計画「仁木町地域公共交通網形成計画」が令和４年度で終了することから、新たな「仁木町地域公共交通計画」の策定に着手してまいります。

このほか、令和３年度に国や北海道を始め、後志管内市町村、長万部町並びに交通事業者、交通利用者、警察機関、学識経験者で構成する北海道後志地域公共交通活性化協議会が設置され、幹線交通、広域交通・生活圏の交通全ての交通ネットワークについて、地域住民を支え、また北海道観光の新たなステージに対応した持続可能な将来の交通体系の確保に向けた広域計画の策定に参画してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきますが、最初に町長に伺いたいと思います。

只今のご答弁で、並行在来線廃止後の取組について、縷々ご答弁をいただきましたところでありますけれど、その中でバス転換を選択した背景についてもご答弁があり、納得・理解するところではありますが、一方で、並行在来線の存続については賛否があろうかと思いますけれども、バス転換については仁木町の将来を大きく左右する大変な部分だと思いますので、その大きな転換期を迎えるということでありますので、これは非常に重要なことだと思います。一方で、先ほど言いましたように並行在来線の存続につきましては賛否はあるものの、住民との意見交換会を通して鉄路を残してほしいというご意見もありました。それら鉄路の存続意義について町長はどのように受け止めたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。住民との意見交換を通じてですね、双方のご意見をお

聞きし、実際のところ現実的な見方をされている方が多いという印象を持ちました。当然、今まで慣れ親しんだ鉄道がなくなってしまうことに対しまして、一抹の寂しさがあることは否めませんけれども、これから先、自治体が並行在来線を維持していくために多額の負担を抱えることの不安を持たれる方々も多く、また、現状維持が出来ないものであれば、違う手法で今よりも利便性や効率の高いものを期待する方々も多く、町としても単なるバス転換という判断で終わらせるのではなく、新たな交通体系の構築に向けて取組を進め、これまで以上に地域の公共交通環境の整備に対して向き合っていかなければならないというふうに痛感したところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）只今、町長の方から鉄路の存続について、ご答弁をいただいたところでありますけれども、鉄道交通のメリットというのは、人・物資を大量、高速、安全、安価に、しかも長距離に輸送することが出来ます。また、今回の大雪により、たまたまＪＲの方も不通がありましたけれども、普通であればあまり天候に採用されない。そして、定時制、決まった時間に来てもらえるというような利便性があります。バス運行と比較しても、私は当然有利だと思っております。今後、長万部・余市間はバス転換でいくという方向性が定まりましたので、今後は、鉄道の利便性をいかにバス転換に反映させるか、これが課題になろうかと思います。その課題の一つとして、バス転換によるデメリット部分の解消、あるいは住民との意見交換会で出された様々な課題の調整、これも意見交換会で出されておりましたけれども、障がい者や高齢者の方々など、いわゆる社会的弱者と言われる方々の、例えば、バスに乗り降りする対応ですとか、今度ＪＲがなくなると、鉄路がなくなるとバス停の待合所の関係も当然今の部分で良いのかとか、検討する必要があるのではないかと思います。それで、今後そういう部分をいろいろ計画を進めていく上であらゆる角度から検討しなければならないですし課題も多く出ようかと思います。その調整については今後どのように考えているのか、対応をどうしていくのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）議員仰せのようにですね、先月の後志ブロック会議におきまして余市・長万部間については、バス転換の方向性が決まったということでございます。

今後、北海道においてバス事業者と協議を始めることとなっておりますので、町としても今お話のありました待合所等の整備ですとか、そういった部分を幅広く、利用可能な交通手段の在り方を今後検討していってですね、地域交通の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）これからの具体化していく部分での検討でございますので、多少まだ時間があるのかと思いますけれども、特にその意見交換会の中で出された課題は非常に重みがありますので、それらの課題をしっかり精査してですね、地域交通の確保に向けた持続可能な地域交通の確保に向けた取組をしっかり取り組んでほしいと思いますし、それを期待しているところであります。

次に今回、１番私が心配したのが、鉄路の廃止時期でございます。今後は鉄路廃止とバス転換を決めたことで、廃止時期やバス転換に向けた具体的な検討作業に入ろうかと思います。そこで、倶知安町では新幹線整備と周辺開発のために、2025年度末、令和でいきますと令和７年度末にバス転換が好ましいということで、新幹線開業より鉄路廃止を前倒しした考えを示しております。これは新聞に掲載されましたので、

町民の皆さんもご承知のことだと思います。実際私のところにも問い合わせがありました。私もそうですけれども、やはり多くの住民、特に利用されている方々については、鉄路廃止時期については、新幹線の開業時ということで、現在でいけば2030年度までは鉄路が残るだろうという認識かと思います。私も事実そうです。また、先日の新聞によりますと、新幹線の工事についても２年半ほどトンネルの関係で遅れると、それを取り戻すのも非常に難しい。ハードルが高いということも新聞に掲載されておりました。この鉄路の廃止時期について、町長はどのようにお考えなのか、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）廃止時期につきましては、まだその辺りの具体的な協議は実際のところありませんので、前倒しをして廃止するか否か話し合いはされてないところでございます。ただ、ご承知のとおり倶知安町は新幹線の駅を早急に整備しなければなりませんので、建設を進める中で、既存の在来線に影響が生じるため決断を急いでいることは、それも事実であります。ただ実際問題として、沿線自治体の交通体系が形成されていない中で、前倒しを早い段階で決めることは出来ませんので、その辺は沿線自治体の状況を見ながら足並みをそろえていく必要があるものというふうに私自身は捉えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）この度の倶知安町の発言、私はもう唐突であると、廃止が決まった途端こういう意見を出す、発言されるということは、非常に私は遺憾に思っていますし、理解しがたいという部分もあります。

私は今持ってこの鉄路の廃止時期につきましては、新幹線の開業時に合わせていただくよう、町長にもお願いしたいですし、そのことは、ブロック会議等でしっかり町民の声も尊重しながら、やはり、発言していってほしいと思っております。そのことについて町長どうでしょうか。ご意見をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そういう認識を持たれているという町民の方々も多いということも、私も受け止めておりますので、その辺の部分も含めてブロック会議等で話をしてまいりたいと思いますし、この部分は町単体で決められるものではありませんので、それぞれの状況を見極めながら今後の進め方についてはしっかりと議論をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）おそらく沿線自治体の首長さんも、その辺の部分は１番気がかりな部分かと思います。やはり今仰ったように足並みをそろえることも大事ですけれども、その辺の部分についても足並みをそろえるにしても、廃止時期をやはり新幹線の開業時ということで、何とか皆さんその辺は調整しながら、町民の利便性を図ってほしいというふうに思います。

時間の関係がありますので、次の質問をさせていただきますが、鉄路が廃止されますと当然駅舎が不要になります。それで、その駅舎の利活用について伺いますが、駅舎は本来その駅舎単体の機能的な価値や歴史的な価値、文化的な価値など、多くの人にとって町を象徴する大切な存在ではないかと、そういうふうに思っております。仁木町が発展していったのは、やはり駅を中心に町並み形成がされ、そして町づくり、今の仁木町の町並み発展につながったものと私は思っております。ですから、この駅舎がなくなると

いうことは、町民にとっても非常に大切な、それから仁木町に住む上でも非常にシンボル的な部分でありますし、私は今でも仁木の中心部、市街の中心部は駅前だと思っています。ただ、その駅前が残念ながら、今はもうかなり衰退しています。ただ駅舎があるおかげで、まだ私は仁木町の町の中心部は、駅と駅を周辺にまちづくりが形成されているものと思っています。ですから、これを保存して有効活用し、そして町民の皆さん方の思いも酌んでいただいて、何とか駅舎を残して利活用する考えはないのか、その辺のところを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまで慣れ親しんできました町民の皆さんもちろん未来の子どもたちのためにも、鉄路の存在や証を残すことは必要であるというふうに私も認識しております。ただ、残すにしても多額の改修費、維持管理費等発生しますので、これらを活用していく上で最善策を見出してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）只今のご答弁で取り壊しありきではないということを確認しましたので、一安心しているところでございますけれども、町民の中には駅舎を残して、そこを通勤・通学に合わせてバスを経由してほしいという、待合所を兼ねた部分で活用というふうにならないものか、あるいは町民の触れ合いの場、コミュニケーションの場として自由に活用、利用できる、そういう施設に出来ないのか、あるいは駅舎にかかわらず例えば線路部分も道路にする等、あるいは公園と一体にその部分を整備するなど、やはり町の核として残すべきではないかというような多くの意見もございます。今のご答弁の中で、活用していく上での最善策を見出していきたいと考えているということでございますので、まちづくりの視点からも、ぜひこれは検討していただきたいと思います。再度その辺のことについて町長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）バス転換という選択をした際には、これからそういった部分で、町としても、今後、駅の有効活用や、またバスルートの関係、そういった深い議論をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。その中で駅舎や鉄路を残すことを今後どうするのかということの可能性をですね、これからいろいろ探っていきたいというふうに思っているところでございます。実際問題として、今国道からバスがもし仮に仁木駅に入るとしても、交通上の問題とかいろいろ課題があると思いますので、果たしてそれが可能かどうかということも、これから議論しなければなりませんし、そういったことも含めてまだ期間がありますので、いろんな部分で協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）時間も余りなくなってきましたけれども、聞きたいことはたくさんあるんですけれども、北海道新幹線が北海道に与える経済効果なんかもそうですけれども、一部調べましたら、開業した後の波及効果は北海道だけで年間1400億円、そして就業機会の増加が年間約１万2000人を見込まれているということで、今後、後志地域への波及効果、あるいは仁木町がどのような期待をするか、何を期待しているのかということも含めて、今後は課題になろうかと思いますけれども、そのための戦略なり取組が必要

になってくると思いますが、最後に町長に今後の取組について伺いたいと思いますが、先ほども言いましたように、持続可能な交通体系の構築は、まちづくりをする上で非常に重要であり、併せて新幹線の開業を契機に、農業や観光振興などをいかに活性化させるかが課題になるかと思います。今現在、企画課が主体となって計画を進めているわけでありますけれども、今後は計画も具体化していきます。その上で、関係部署、あるいは、商工会、観光協会などの関係機関との連携が非常に不可欠になるのではないかと思います。非常に重要になると思います。それで、今後の取組体制について、町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、これだけ、社会情勢が著しく変化していく中で、スピード感と新たな発想をもって、まちづくりを進めていかなければないということは、これまでも、これからも変わりありません。これまでの取組を発展させて、関係部署ともですね、連携を密にしながら、観光や農業などの産業振興等をはじめとした施策を進めるとともにですね、職員だけの力のみならず、様々な視点から情勢を捉え、まちづくりを進めていくためには民間との連携も必要不可欠でありますので、幅広い層とのつながりを持って、今後の仁木町の可能性を広げてまいりたい、そのように感じているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）時間になりましたので、今後は先ほど言いました、鉄路の廃止時期、あるいは持続可能な交通体系の構築、本当にこの町にとって最善の結果となりますよう、しっかり取り組んでいただきたい。そして、良い結果になりますことを期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に、『変わりゆく水田農業への支援を』以上１件について、野崎議員の発言を許します。６番・野崎議員。

○６番（野崎明廣）それでは先に通告いたしました、変わりゆく水田農業への支援を、について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、現在も収束の兆しが見えず、本町の経済や住民の生活にも大きな影響を及ぼしており、農業においては労働力不足により作付面積を調整せざるを得ない状況にあります。この状況に加え、水田農業においては、農業従事者の高齢化、農業資材や燃料等の高騰、米価格の低迷など、生産者を取り巻く環境が厳しい中、国から今後５年以内に米の作付けがない水田は、水田活用直接支払交付金の交付対象から除外するという方針が示されました。これにより、現在交付金の対象である転作田におけるトマトや蕎麦（作付面積83.4㌶）も、今後の営農計画によっては対象外となります。さらに、戦略作物として助成制度がある飼料用米等についても、交付金の減額が予定されています。

そこで、稲作農家を含む水田保有者への支援についてお伺いします。（1）水田活用直接支払交付金対象者への支援をどう考えるのか。（2）復田する場合に農業基盤整備促進事業の適用は可能か。（3）地域農業再生協議会はどのように関わっていくのか。以上３点をお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの、変わりゆく水田農業への支援を、の質問にお答えします。

１点目の「水田活用直接支払交付金対象者への支援をどう考えるか」についてでありますが、同交付金はこれまで畦畔や用水路がない等水張りができない農地は交付の対象外となっていましたが、昨年12月に

今後５年間に一度も水張りのない（水稲が作付けされない）水田についても交付の対象外とする制度の見直しを行うことが公表されました。このことにより、本町を含む本道の水田経営をはじめ、農業、農村に様々な影響を及ぼす可能性があることから、北海道が中心となり、農業団体、北海道町村会、農林水産省北海道農政事務所、国土交通省北海道開発局等で構成する連絡会議を設置し、課題の共有や対応等の検討を「オール北海道」で進めているところであり、本町としましても地域の実態や要望を積極的に発信するほか、必要に応じて後志町村会と連携し、国や道への要請を行うこととしております。

また、飼料用米に対する助成につきましては、国の助成金が前年と比べて減額しておりますが、都道府県に割り当てられる「北海道枠」及び地域の実情に応じて配分することができる「地域枠」が設けられる見込みとなっていることも踏まえ、全体を俯瞰した上で本町への影響について注視してまいります。

２点目の「復田する場合に農業基盤整備促進事業の適用は可能か」について申し上げます。復田を含めて水田を新たに造成することは昭和44年に農林水産省が発出した「新規開田の抑制について」以降、現在まで規制されております。このことから新規に開田した水田は「水田活用直接支払交付金」をはじめ、各種助成制度の対象外となっております。平成29年産米をもって国による米の生産調整は廃止されているものの、平成30年産米以降は北海道においては、行政、農業団体、集荷団体などで構成する北海道農業再生協議会において「米の生産の目安」を定め、需要に応じた米作りを推進している中、米の需給に混乱を招きかねない新規開田や復田を支援することは考えておりません。

３点目の「地域農業再生協議会はどのように関わっていくのか」につきましては、町、ＪＡ、農業委員会、土地改良区、各種生産組織等で構成する仁木町地域農業再生協議会が中心となり、今般の見直しにより影響を受けることが心配される農業者の実情や要望の的確な把握に努め、必要に応じて国や北海道へ対策を求めるなど、仁木町地域農業再生協議会の目的であります戦略作物の生産振興や需要に応じた米づくり、さらには地域農業の振興を図るため、各機関・団体の密接な連携の下、一層の取組を推進してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）答弁をいただきました。再質問をいたします。

本町を含む、本道の水田経営をはじめ、農業、農村に様々な影響を及ぼす可能性があるとのことですが、どのようなことが予測されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）昨年12月に水田活用直接支払交付金の見直しに係る実態調査が北海道で実施され、仁木町地域農業再生協議会として回答いたしました。そこでどのような影響が予想されるか回答しておりまして、農地価格の下落により借入金等の担保評価額が下落すること、離農する農家がいた場合農地を引き受ける農家の負担が増加すること、水田の遊休農地化や耕作放棄地が増えることと回答しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）農業に対していろいろな形の中で、これから大変な状況になるのかという感じもしていますが、今、国が本年より水田活用直接支払交付金の見直しをして、対象水田の扱いとして、昨年の12月より５年間で１度も水張りがされていない農地は、交付金の対象水田とはみなさない方針が公表された

ことは、もう確定なのかどうか。水田を作ることが出来ないということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）農林水産省が公表しております令和４年度農林水産省予算説明資料の中で、現場の課題を検証しつつ、今後５年間、令和４年度から８年度まで１度も水張り（水稲作付）を行われない農地は令和９年度以降交付対象としないと明記されており、その旨、農林水産省北海道農政事務所からも説明を受けているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）直接支払交付金制度に対応出来なくなる生産者、本町の蕎麦を作付けしている生産者、これからまた主食米の生産が増加し価格の低迷、さらに耕作放棄地につながる心配をなくすための地域農業再生協議会の具体的な取組はいつから始まるのか、その辺あればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）先ほど、町長から答弁がありましたように、再生協議会が本見直しの影響を受ける農業者の実情や要望の的確な把握をすることにつきましては、北海道が「関係機関連絡会議やワーキンググループを設置し、道内の各地域からの課題や要望を吸い上げた上で対策を検討していく」としておりますので、そういった北海道の動きと足並みをそろえる形で、速やかに実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）昨年の12月に見直しが告げられてから、地域再生協議会がこれからいろんなワーキンググループなどによって考えていきたいということですが、本当にこれは政府としてこの取組が適格なのかどうかということも非常に疑問視するんですけれども、次の点をお伺いしていきたい思います。

飼料用米は、複数年契約加算、拡大加算においても見直しの方向を示しています。飼料用米は交付金の半減と継続支払の約束事ではない。新たに新市場開拓用米については、複数年契約加算を創設する取組としてありますが、飼料米としての需要見込みがないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）新市場開拓用米、いわゆる輸出用米につきましては、令和４年度から10㌃当たり１万円の複数年契約加算が創設されることになってございます。また、飼料用米の需要見込みにつきましては、依然として飼料用米の需要はあるわけでございますが、国の方針としましては需要があり定着性が望める作物への助成を重視しておりまして、高収益作物と位置付ける野菜などへの転換が促されている状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）飼料用米としては北海道枠、又は地域枠により先ほど対応が見込まれるということでしたが、その中で生産調整に対する方向性はどのようになっているのか、その辺わかればお伺いしたいと思うんですけれど。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）生産調整に対する方向性につきましては、毎年主食用米の目安というものが国の方から示されまして、それに対して再生協議会の方からその目安を皆さんに提示しまして、転作とか主食

用米だとか、そういった部分の作付けを考えていただくという方向で周知しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）副町長にちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、本町の蕎麦を作付けしている水田ですけれども、水田活用直接支払交付金の対象となっている農地として、農地の売買、賃貸による水田作付をするときは、農業基盤整備促進事業として該当になっていかないものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林　幸治）後ほど所管しております産業課長の方からお答えさせていただきたいと思いますけれども、認識としては町独自の施策であります農業基盤整備促進事業の対象になるというふうに私は認識しておりますので、産業課長の方から詳しくはお答えさせていただきます。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）只今副町長が申し上げましたとおり、これまで蕎麦を作付けしている転作田が農地の売買や賃貸によって水田を作付けする場合につきましては、本町の農業基盤整備促進事業に該当することとなってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）いろんな形の中で、これから隣接する人が水稲を作りたいという中で、やはりそういう形で基盤整備をしていかなければならないということに対して、町としても取り組んでくれるということで安心をいたしました。

　また、少し副町長にお聞きしたいんですけれども、今回の水田活用直接支払交付金が突然の見直しということで、地域農業再生協議会としては、これから対策をするということで、稲作農業は政府の施策により非常に大きく左右されると思います。水田活用直接支払交付金の対象を減らす。これ以上飼料用米を作れない、さらなる半減。しかし５年以内には米を作りなさい。稲作農業にとっては、先が全く見えてこない状況なのかという気がします。また、オール北海道として町から政府に対する要請内容として、現段階としては決まっているのか。その辺、決まっていればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林　幸治）ちょっと詳細については、私もまだわかりませんので、少し一般論のお答えになってしまうと思うんですけれども、今回、国において５か年間水張りがなければ、水田活用直接支払交付金の支払い要件とならないという取扱いについてでございますけれども、今回の見直しにおいてですね、いわゆる畑作物の生産が定着している農地の畑地化を促すという考え方がございます。ですからその中で水田機能を有しつつも転換した作物、いわゆる畑地化に一定の方向性が見えている農地につきましては、今後５年間に水稲との転換作物、いわゆるブロックローテーションといいますか、水田との輪作ですね、それを行うことが地域として検討していただきたいということが言われております。ですからそういったことからですね、私も聞いた中では、国においてこれまで２回の全国会議とかですね、45回にわたって北海道を含めた地域との意見交換が行われてきた中でですね、今回の方針が決定されたものというふうに聞いております。ただ引き続き、今後も国におきましては、今回の見直しの趣旨を丁寧に説明されるというこ

とと併せてですね、先ほど申し上げましたけれども、水稲とのブロックローテーション、いわゆる水田を入れた中の畑地化された作物との輪作を促していくとともにですね、それが困難とされる地域、つまりうちも該当すると思うんですけれども、そういったところについては具体的な現場の課題があるというものを国も認識されていますので、地域との今後のいろいろな検証とか意見集約というのがなされていくというふうに、国としてもやっていくということも公表されております。ですから、本町の実態にあってですね、水田の機能、それから農地が保全されていく、そういったものについてはですね、皆さんのご意見をいただきながら、いろんな形で意見反映をさせていただくように努力をしていきたいというふうに考えているところでございますし、そういったことで担当課の方も協議会を始め、いろんな関係団体と連携しながら取組を進めていくというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）詳しく説明をいただきました。

水田と畑との輪作体系、また水田として困難な場所・地域においても今後考えていきたいというお話ですので、ぜひともそういう取組をしていただきたいと思いますけれども、今現在、道内において水田活用直接支払交付金の支払いの割合は52％です。日本の自給率は38％と非常に低いですし、日本の食糧は約６割が海外の輸入に頼っている状況です。まだまだこの米の使い道としては多様化できるようなものだと思います。ぜひとも地域農業再生協議会として、「米を作れる農業」を要請していってほしいという感じがしています。その辺に対しては、要請になってしまうんですけれど、どう考えられるかお伺いします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林　幸治）野崎議員ご指摘のとおり、カロリーベースで日本の自給率は38％と極めて低い状況になっております。その中で、国においてはこれまでも水田農業の推進を含めて自給率の向上について、いろんなご支援をしていただいているところでございますけれども、ただ一方では、今の米の消費が年々減っていく中で、当然すべての面積で米を作ると非常に大きな問題があるということは明らかになっている中でですね、実際今、北海道では５割を超える水田が生産調整の面積になっているという状況でございます。ただ、そのことによって、生産の目安を発した中でですね、米の適正な需給調整というのは今は行われていないんですが、需給がコントロールされることによって価格の維持、それから売れるお米というものが、北海道においても例えば特Ａの銘柄が三つもあるように、非常に北海道のお米が市場性の優れた売れる米の産地が出来ていっているという実態もございますので、これまでのそういった水田の利活用の取組が今後も適正に維持されていくということが、大事だと思います。ただ一方では、先ほど言ったように、日本の自給率が極めて低いという状況がある中でですね、今の農地を最大限フルスペックに活用できるような形で今後も推進されていくということが望ましいと思いますけれども、そういったことで短期的・長期的な視点でですね、農政について状況を的確に把握しながらですね、町として可能な施策については対応してまいりたいというふうに考えておりますし、今回の米の政策についても同じ考え方で必要に応じて国とか道に町の実態を的確に把握してですね、適切な措置がされるように要請をさせていただきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）町としても国と道に状況の要請をしていきたいというお話をいただきましたので、ぜ

ひとも実態としてこういうような状況、地域においてもこういうような状況があるということで、なるべく生活できるような形の、水稲農業者に対しての現状というものを国に伝えていただきたいと思います。

最後になりますけれど、町長に１点お伺いしたいと思いますけれども、今、町の農地保全対策として、新規就農者の育成確保に向け、仁木町新規就農受入協議会が中心となり、農業人材供給システムの構築を進めていますが、新たな事業や自然環境を求めて来られる組織、新たな農地を求めてこられる入居者、団体などに対する取組の展開などがあればお伺いしたいという感じがします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）仁木町新規就農受入協議会は、農業経営基盤強化促進に関する基本構想において定めている経営型ミニトマト栽培を目指す新規就農者に対し、町、ＪＡ新おたる、農業委員会、後志農業改良普及センター、北海道指導農業士などの関係機関で構成し、円滑な就農、そして就農後早期に経営の安定化を図るよう連携し支援を努めているところでございます。また有機栽培、有機農業を目指す方やワイナリー等の経営など特色ある農業経営を目指す方につきましても、個人の価値観を尊重した上でケースごとにきめ細かな対応が求められることから、これまでも関係機関と連携し、適宜対応しているところでございます。意欲のある多様な新規就農者の皆さんが今後も円滑に就農していただくよう、それぞれの立場からご意見を伺いながら、これまで同様に取組を進めてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○６番（野崎明廣）町長から答弁をいただきました。

ぜひとも新たに来たいという方、また、そういうような希望を持って来られる方に対して、町としていろいろな発信をしていただきたいと思います。また、いろんな農地の流動を進めてほしいという方もおられると思いますので、その辺、町として配慮をしていっていただきたいなと思います。以上私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時２６分

再　開　　午前１０時４５分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第２『一般質問』を続けます。一般質問、『光回線の有効活用を』以上１件について、木村議員の発言を許します。２番・木村議員。

○２番（木村章生）それでは、質問させていただきます。光回線の有効活用を。

町民の念願であった光ファイバの整備も進み、今年度末には町内全域で光回線を利用したインターネットが可能となる予定です。本町の第６期総合計画の「情報」における基本方針として「先端技術を活用した住民サービスの普及促進」が謳われており、主な施策として「ＩＣＴを活用した住民サービスの拡大」と「先端技術を活用した住民サービスの普及に向けた住民理解の定着と利活用の促進」を掲げています。光ファイバの整備は目的ではなく手段であり、今後、光回線をどのように普及させ、活用していくのかが重要であることから、町が主導して普及・活用を進めていくことが望ましいと考えます。そこで、以下の

４点について伺います。(1) 光回線が利用可能となる時期と普及促進に向けた取組は。(2) 現在の町内のインターネット普及率と今後の目標は。(3) 各種会議等にオンラインを導入していく考えはあるか。(4) 自宅でのオンライン学習の実施など、学校教育への具体的な活用計画はあるのか。について質問します。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）木村議員からの、光回線の有効活用をの質問にお答えいたします。

１点目の「光回線が利用可能となる時期と普及促進に向けた取り組みは」についてでありますが、整備される光回線は民設民営で設置されるものであり、利用開始に関する件について報道発表がなされるとのことから、各通信事業者の申込手続等のご案内・受付は発表後から開始されると伺っております。町といたしましては、ＮＴＴ東日本との共同説明会やダイレクトメール、利用希望者への電話連絡を通じて申込方法をお知らせするとともに、広報紙等を通じて光回線を活用するメリットや申込手続についてスマートフォンの使い方なども周知しながら普及促進に努めてまいります。また、議員仰せのとおり、本町においてはこの整備されたデジタル化の基礎となる光回線を活用した取組が地域の活性化のカギとなります。国においても、このデジタルを活用した地域の課題解決を通じて地域の活性化につながる考えであることから、本町も地域の暮らしや教育、産業・経済、交通、保健・福祉など様々な分野での活用を横断的に検討し、実施してまいります。

２点目の「現在の町内のインターネット普及率と今後の目標は」について申し上げます。普及率につきましては、インターネットを使用する手段は光回線のほか、モバイルWi-Fiやスマートフォンの４Ｇ回線等多岐にわたり、サービスを提供する通信事業者についても複数あることから、町内全戸に対する普及率は把握することはできないことをご理解願います。ただし、総務省が毎年実施している「通信利用動向調査」によれば、2020年においては、個人のインターネット利用者は全国で83.4%、北海道も83.1%となっており、広く普及しております。しかし、年代別にみると20代から50代までは97%以上、60代で82.7%、70代で59.6%、80代以上では25.6%と年齢が高くなるほど利用率が低くなっており、高齢化率の高い本町においては、全国や全道の平均を下回る利用率になっていることが推測されます。インターネットの活用を始め、本町のデジタル化を推進していく上で高齢者への対応が必要なものと認識しております。

３点目の「各種会議等にオンラインを導入していく考えはあるのか」につきましては、現在のコロナ禍において町が主催する会議においては、書面での開催により感染リスクの低減に努めてきたところですが、国や北海道、各事業者とはZoom等を活用したオンライン形式での開催が主体となっており、このことから町におきましてもオンライン会議の機器を整備したところであります。インターネットが広く普及してきていることやコロナウイルスの感染拡大の終焉が見出せない状況を鑑み、町主催の会議においても、オンライン形式での実施について検討していくことといたします。

４点目の「自宅でのオンライン学習の実施など、学校教育への具体的な活用計画はあるのか」につきましては、新型コロナウイルスに児童生徒やその家族が感染し、自宅での待機が必要となった場合、学校に整備いたしましたタブレットを貸し出してオンラインによる授業を実施して学習の保障を行っているほか、町内外の学校との交流授業や校内研修などに利用しております。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目の光回線が利用可能になる時期と普及促進に向けた取組ですが、整備された光回線が民設民営で設置されたことは理解いたします。ですが使用開始時期は報道発表してからということですが、情報として大体いつぐらいからこの光回線が利用可能になるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）只今の利用開始の報道発表の時期等のことですけれども、今回設置いたしますＮＴＴ東日本から報道発表がされた後に使用される皆さまの申込み等、利用開始時期等をお知らせさせていただくということ、そして今回サービスを開始するに当たって総務省の認可もいるということで、そういった部分もきちんと守らなければならないということで、報道発表については４月上旬というところまではお知らせすることができるかと思います。それ以降については報道発表を待っていただきたいというふうに思います。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）４月ということで、今まで光回線を待っていた人にとっては１日も早く利用したいというのが本音ではないかと思いますので、よりスピーディーな、わかりやすい情報を発信していただきたいと思います。それでは、普及促進に向けた取組について町は積極的にどんどん取り組んでいただきたいと思っています。

２つ目なんですけれども、町内のインターネット普及率と今後の目標についてお伺いします。今後、町がインターネットをどのように活用していこうと考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）一答目で申し上げましたが、インターネット普及率という部分についてはちょっと把握が出来ない状況でございますけれども、今回この光回線について、町でアンケートを取らせていただきました。利用希望のある方については、町の方のアンケートに回答をお願いしますということで、そちらの方の利用希望の部分、どれぐらいの需要があったかというところではお答えできるかと思います。今回の整備に当たりまして受け付けた利用希望件数につきましては、旭台・砥の川地区で17件、これは回線数ということでご理解いただければと思いますけれど、然別・大江地区で62件、尾根内・長沢地区で68件、その他の地区を含めて172件の光回線加入の意向があるということで回答をいただいておりまして、ちなみに今回ＮＴＴが国の方に申請を出しました整備事業の目標数等につきましては200件ということで、200件には達していないですけれども、今後、引き続き町も加入増に向けた形の支援というものは、実施していかなければならないというふうに考えているところです。

そして、町の方の今後の目標といたしましては、この光回線の整備自体が目的ではございませんので、この光回線が整備されたということで、大江・銀山方面については、通信が速度改善によってスムーズな利用ができるということをはじめとしまして、家庭でのＩｏＴだとか、皆さん自然に使っている部分もあるかと思うんですけれども、あとは事業者においてもですね、新たな取組が可能となってくると思われます。農業ですとか福祉の分野も、このコロナ禍においてデジタルを活用した地域課題の解決に取り組んでいきたいというふうに思っております。実際に２年前、ニキバスについては、インターネットでニキバスの予約とかの実証実験をさせていただいたことがございます。その他、いろいろな福祉の面でも面談に活

用するとかというところもですね、いろんな形で少し検討できるのかなと思いますので、まずできるところから町としても始めていきたいというふうに考えています。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）ありがとうございます。

今、ニキバスの話も出たんですけれど、以前に、Niki Town App（ニキ タウン アップ）のモニター実証実験というのをしたかと思います。この時の目的としては、ニキバスの予約とかを、Niki Town Appで利活用しようという実証実験だったんではないかと思いますけれど、今後、循環型に変わるということで、今年から変更しようとしていますけれども、このNiki Town Appの実証実験の結果といいますか、これを経て町ではどのように、さらに活用していきたいと考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）当時行いました事業につきましては、高齢者向けの新しいつながり創出モニター事業ということでですね、ニキバスの予約、そして社会福祉協議会の外出支援を行えるアプリということで考えて実施を行いました。当初、その他にタブレットでの健康相談みたいなところも検討はしたんですけれども、まず、幅を広げずにできるところからということで、ニキバスの予約と、外出支援の予約を実施させていただいたところでございます。

この中で実施をした効果というところでは、50代・60代の方々が、この情報ツールというのは、これから皆さま今後も活用していくことになると思いますし、町においてもいろんな様々な部分で活用されるようになったときに身近に感じられるように、皆さんのタッチ操作も可能な限り少なく使いやすいものとして浸透させていきたいということで、効果の方を検証してこの事業の方は終了したところでございますけれども、今後のそういった部分のNiki Town Appアプリの活用ということについてはですね、多分観光ですとか、そういった部分で観光客もきます。そういった様々な場面でこのアプリが活用できればということを考えておりますし、ニキバスに関しては、今後になりますけれども、予約制を廃止して定時定路線になった際にはですね、バスロケーションシステム、バスがどこを走っているのかわかるというものも入れることで皆さまが使いやすいようになるのかなと思っています。費用的な面もございますので間違いなく入れるという話ではないかと思いますけれども、いろいろな活用の仕方というのは考えられるかと思いますので、今後に向けていろいろとニキバスだけに限らず、いろんな形で検討していかなければならないと考えています。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）ありがとうございます。

実証実験の結果を経て、いろいろな考えと言いますか、町でより良い住民サービスができるように検討していただきたいと思います。

次に３つ目の、各種会議のオンラインの導入についてなんですが、現在、３月からですか、フリーWi-Fiの方が使えるようになって、今現在は、役場庁舎、町民センター、保健センター、大江コミュニティセンター、大江へき地保育所などでフリーWi-Fiが使えるようになりましたが、オンライン会議の観点から、今後、町の施設にもっとこのフリーWi-Fiを増やしていくという考え、計画はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）今年の１月に防災に関する整備ということでですね、フリーWi-Fiの方を今お話のありました箇所、仁木地区、大江地区の方に整備をして運用を開始しているところでございます。

今後につきまして、主要公共施設については光回線を引くような形でですね、予算要求をすることになろうかと思いますので、光回線の整備の方を進めるという形になろうかと思います。フリーWi-Fiにつきましては必要な部分というか、防災拠点であればすべて必要なのかもしれませんけれども、その中の主要のところというのは、今後検討していくことになろうかと思います。光回線については基本的に公共施設に引かれる形になろうかと考えています。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）わかりました。

今のところは計画がないということですね。

今後、オンライン等もいろいろ増えると思いますので、整備していっていただきたいと思います。

それでは次に行きたいと思います。自宅のオンライン学習の実施など、学校教育への具体的な活用計画はあるのかということでなんですが、自宅での学習の環境等を聞かせていただきたいんですけれど、現在タブレット等を使っての学習かと思うんですけれども、そういう場合は、今後自宅に持ち帰って学習することも出てくるのではないかと思います。そういう時、現在は、確かポケットWi-Fiを貸出ししているようなことではないのかと思いますけれども、今回のこの光回線が仁木町全体に巡らせたということで、その辺のところの学校としての考え方といいますか、普及をさせていくのにはどのような考え方を持っているのか、教育委員会の見解を聞きたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）現在ですね、学校でのタブレットの使用、それから持ち帰りにつきましては、今回コロナの関係で学級閉鎖等になった場合にですね、タブレットを各家庭に配布してオンラインで学習させているというふうなところです。学校教育では、今現在、そういう形でしかタブレットを家庭に持ち帰らせていませんので、議員仰せの例えば宿題等を今後タブレットを持ち帰らせての家庭学習というふうなことは、今のところ学校教育としてはまだ実施していないというふうな状況でございます。

それから、モバイルルーターの関係だったんですけれども、光回線や家庭にWi-Fiがないというご家庭につきましてはですね、教育委員会の方でモバイルルーターを小中合わせて今のところ30台用意しています。そのうち常時５台を契約しておりますので、そういった環境がないご家庭については、それを貸し出すというふうな状況になっています。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）わかりました。

今後、どのように普及していくかによっても、また変わってくるのではないかと思います。極力普及が進めばというふうに思っています。

最後に町長にお聞きしたいんですが、町の執行方針の中にも「光回線整備やデジタル化の進展により、『ぴったりサービス』の普及促進を図り、子育て・介護関係の行政手続についてオンライン化を進め、住民の利便性の向上に努めてまいります」というのがありましたが、この点についても町として、やはり全

町に光回線等が普及されるというのが理想ではないかと思います。その点で町として普及に関してですね、どういうふうに町長は考えているのか、普及率を上げることに対してですね、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

今後、普及率を上げるのに、町としてどう考えているのかという質問であるというふうに思いますけれども、今後、町として光回線の環境を整備するに当たって、多くの方々に利活用してもらう仕組みづくりというのを町としても仕掛けていかなければないというふうに思います。これまでの時代は、我々の生活・行動習慣がインターネットの環境に合わせて生活してきましたけれども、これからはインターネット環境に我々の生活をそこにうまく結び合わせて、さらに生活環境を向上させていかなければならないというふうに認識しておりますので、町としてもそういった、インターネットを活用せざるを得ないような環境づくりをして、多くの皆さんがそこにつながって、さらなる利便性や生活環境向上に向けた形を取っていきたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○２番（木村章生）ありがとうございます。

私もそう思いますので、極力皆さんが積極的に光回線の利用が進めばと思っております。

町としても、今後どのようなことができるのかで、どんどん促進していくと思いますので、今後もより良い住民サービスの方を進めていただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）続いて、『地球温暖化対策の推進を』以上１件について、上村議員の発言を許します。７番・上村議員。

○７番（上村智恵子）地球温暖化対策の推進を。

環境省は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、道と市町村が「地方公共団体実行計画」を策定し、住民や事業者を含めた区域全体の再生可能エネルギー導入・省エネ推進等の施策を展開するよう求めています。再生可能エネルギーの導入については、これまでも様々な場面で議論しており、一例として「子育て支援拠点施設のプロポーザル仕様書において、省エネに対応した提案を行い導入を進めていきたい」との話もありましたが、結果は自然採光と地中熱の活用に留まりました。なかなか本町に合った施策が出てこない中で、本町は果実とやすらぎの里のイメージに加え、温暖化対策に取り組む町として、電気自動車の充電スタンドを設置してはいかがでしょうか。

また、仁木町総合計画では、景観条例を策定することになっていますが、景観はもちろん風力や太陽光発電が進むと一定の基準も必要になってくると考えます。そこで、次の５点について伺います。(1) 地方公共団体実行計画の策定状況と公表方法は。(2) 公共施設の再生可能エネルギーの導入については、フルーツパークの太陽光発電を参考にしたいとの話があったが、どのような結果だったのか。(3) 先般、太陽光発電を導入する事業の提案について、計画を断念したとの話だが、結論を出すまでの経過と断念した理由は。(4) 町内に電気自動車の充電スタンドを設置する考えは。(5) 景観条例の策定について、調査・研究を含めた進捗状況と環境配慮ガイドラインを含める考えは。について、お尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、地球温暖化対策の推進を、の質問にお答えいたします。

１点目の「『地方公共団体実行計画』の策定状況と公表方法は」についてでありますが、地球温暖化対策に向けた温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出の抑制等は、世界規模で取り組むべき喫緊の課題として、1997年（平成９年）12月京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガスの削減に取り組むことが確認されたことを受け、国では平成20年度から平成24年度の間に温室効果ガスの総排出量を平成２年時点と比べ６％削減する目標が定められました。これらの動きを受けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガス排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられ、本町においても「仁木町地球温暖化対策実行計画書」を平成26年度に策定し、公告しておりますが、町ホームページなどを活用した公表は行っておりません。同計画においては、温室効果ガス（二酸化炭素等）の削減に向け電気・化石燃料使用量の削減や本町の豊かな森林資源を活用し、持続的な二酸化炭素の森林吸収源を確保することなどを掲げております。計画の期間は、フルーツパークにおいて電気・化石燃料使用量の削減に向けた新たな取組としてソーラーパネルを設置し、温室効果ガス削減の実証実験を行ったほか、令和元年度に創設された森林環境譲与税を活用した森林整備への支援による森林吸収源確保に向けた取組を行いました。国は2020年（令和２年）10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2013年度（平成９年度）から46％削減することを目指し、「地球温暖化対策計画」において取り組むこととしております。北海道においても、国の取組と合わせ、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年３月に「ゼロカーボン北海道」を表明し、さらには、この実現に向けた「地球温暖化対策推進計画」の第３次計画を策定したところですが、国内外の脱炭素に向けた動きがますます高まっていることを踏まえ、現在、改訂に向けた作業が行われております。本町においても地球環境を取り巻く温暖化対策が日々変化している状況を踏まえ、第６期仁木町総合計画に掲げる地球温暖化対策を推進するため、次年度中に「仁木町地球温暖化対策実行計画書」を改訂し、取組を進めてまいります。

２点目の「公共施設の再生可能エネルギーの導入については、フルーツパークの太陽光発電を参考にしたいとの話があったが、どのような結果だったのか」について申し上げます。フルーツパークにおける太陽光発電は、指定管理者が管理棟の南側に縦121cm×横54cmのソーラーパネル８枚を設置し、４月から10月の管理棟照明の電気として活用しております。令和３年度において、約1800kWhを発電し、施設での年間使用電力量のおよそ１％程度ですが、夏場の晴天時には管理棟内のレストラン、受付前通路、ボルダリングスペースの照明を太陽光発電で得られた電力で賄うことができたと設置した指定管理者から伺っております。なお、曇天寡照の日が多い11月から３月までは発電量が少なく、施設としても休園期間と重なるため発電設備は使用しておりません。

３点目の「太陽光発電を導入する事業の提案について、計画を断念した経過と断念した理由」につきましては、内閣官房長官を議長とする国・地方脱炭素実現会議において決定された「地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）」に基づき、2025年度までに少なくとも100か所の先行地域を選定する予定となっており、この度第１回目の公募が行われたところであります。本町においては、本年度総務省の地域力創造アドバイザーを依頼している島田昌幸氏から厚真町や宮城県で関わったメ

ガソーラー事業の実際を踏まえ、役場庁舎周辺の公共施設に太陽光パネルの設置を始め、本町での展開が可能な取組の提案があり、国内有数の電力設備事業者や国内外で太陽光発電事業を実施する大手総合商社など、豊富な知見を有する事業者を交え、関係各課が参加し、計画策定に向けた協議を精力的に進めたところでありましたが、太陽光パネルの設置場所や設置スペースが狭隘で必要とする電力の確保が難しく、応募しても採択されることが不可能なものと判断し、この度の申請期間においての計画策定、応募は断念し、今後の応募に向け引き続き検討することとしたところであります。

４点目の「町内に電気自動車の充電スタンドを設置する考えは」についてでありますが、国が示す2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で46％減の目標に向けて、事業者及び地域住民の意識の醸成など、自治体として地球温暖化対策を積極的に進める必要があります。特に自動車については、国内・国外の自動車メーカー各社においてもカーボンニュートラルの取組として、電気自動車の普及や水素自動車の研究などが進められてきており、これらによって化石燃料の使用による温室効果ガスの排出抑制が図られ、再生可能エネルギーの活用への転換も推進されることから、町で整備を行うことは大きくアピールすることができる一つの手法であると考えられることから、町として設置事例などを調査・研究してまいります。

５点目の「景観条例の策定について調査・研究を含めた進捗状況と環境配慮ガイドラインを含める考え」について申し上げます。始めに、景観条例の策定に向けた進捗状況につきましては、議員お仰せのとおり、第６期仁木町総合計画において、景観条例の制定に向けた検討を行うこととしているため、今後、関係各課において調査・研究を進めていくこととしております。次年度においては、他市町村の優良事例について研究を行うほか、北海道との連携や支援を受け、本町に適した景観条例のあり方について検討してまいります。また、太陽光発電や風力発電等における環境配慮ガイドラインを景観条例に含めることにつきましては、同条例においては景観の形成に関する基準を定めることを念頭に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）はじめに、１点目の地方公共団体実行計画ですが、2014年に策定されたと伺いましたが、区域施策編では努力義務となっていたため、市町村では26.5％しか策定率が上がらず、後志では、蘭越町、ニセコ町、喜茂別町、倶知安町、積丹町しか策定済みになっていませんでしたのでお聞きした次第です。実行計画事務事業編の内容でもある自治体が率先的に取り組むべき地方単独事業として、その内容が、①学校等公共施設への太陽光発電の導入、②建築物におけるエネルギー消費量を更に削減した建築物の実現、③省エネルギー改修の実施、④ＬＥＤ照明の導入について、新年度分として1000億円の事業費が計上されています。これから学校等の改修などもありますが、次年度中に仁木町地球温暖化対策実行計画書を改定するという内容に、これは盛り込まれているんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）新たな計画の策定の中に、そういった部分を盛り込んでいくのかということで、お答えをさせていただきたいと思います。

そこにつきましては国の方でも現在カーボンニュートラル、脱炭素の取組ということで、2030年までに46％削減、北海道においても現在改定に向けてパブリックコメントをやっているということで、そちらも踏まえながらですね、町において現実的な、太陽光や様々な再生可能エネルギーの調査も検討したいと考

えておりますので、そちらも踏まえてですね、計画の方には盛り込んでいくような形にしていきたいというふうに考えます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）この①の学校等公共施設への太陽光発電の導入とあるんですけれども、これには1000億円の事業費がありますので、ぜひそういうことも検討していってほしいということで、これからの学校改修については、そこまでは考えてはいなかったでしょうけれども、ぜひ考えてほしいんですけれどもどうでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）学校の改修の関係でありますけれども、まだ具体的な方針は決まってございません。来年度、仁木中学校の改修計画では、大規模改修の実施設計を行う予定でございますけれども、その大規模改修というのはですね、外壁等の関係でございまして、電気とかそちらの方の改修はですね、その翌年度以降になりますので、そのときに向けて検討していきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）区域施策編では、住民や事業者を含めた区域全体の再エネ導入、省エネ推進とありますが、その中で太陽光パネルの補助とかは出来ないのでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時２４分

再　開　　午前１１時２９分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席委員は、９名です。

先ほどの、上村議員の質問に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどの上村議員からの質問でございますけれども、町として先ほどの質問の答えに戻りますけれども、再生可能エネルギーを活用する部分で断念したという部分もありましたけれども、決して断念したわけではなくてですね、町として様々な施設や、また、いろんな場所で果たしてどのような部分が有効活用できるのかというのをですね、これからじっくりと協議をし、考え・検討してまいりたいと思っております。その中で、今回申請をするのを見送った部分がございます。今後、先ほど上村議員から指摘があったとおりですね、今後町の公共施設等も含めて果たして太陽光が適しているのか、地中熱が適しているのかということも含めて、いろんな部分で可能性を見出してまいりたいというふうに思っております。学校施設についてもですね、今後改修が主に必要になってくるわけですけれども、その改修も合わせて果たして多額の費用をかけて、そういった再生可能エネルギーも合わせて整備していくことも必要なのかどうかということもですね、やはりまだまだ議論が尽くされておりませんので、その辺も含めてこれから改修するに当たっても、それを踏まえて議論を深めていきたいとそのように思っている次第でございます。

古平町とかもですね、役場庁舎を新しくするときにＺＥＢ化にして、真新しい施設にしましたけれども、うちの町も、今後、新たな施設を作るというときには、子育て支援センターも考えていないわけではなくて、果たしてどのような再生可能エネルギーが見合うのかということもいろいろ検討した中で、なかなか

条件に見合わなくて、今現在、地中熱等で少なくとも補完している部分がありますけれども、今後もそういった意識を持ってですね、公共施設の在り方、整備について今後も町としては考えている次第でございます。その辺の部分をご理解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）公共施設等では、そういうふうに分かるんですけれども、もう一つの区域施策編というところでは、住民や事業者を含めたところも、こういう計画を出さなければならないというところで、住民が結構今太陽光パネルとかを付けた住宅等も建てているので、そういうのに補助が出来ないですかということを、今、お聞きしたんですけれども。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林　幸治）ちょっと町長の今の説明と重複いたしますけれども、今回モデル地区を選定した中での検討については、公共施設の活用とか、例えばその地域である程度一定のエリアでの削減率の関係とか、いろんなメニューがあった中で検討していく形になるんですけれども、ただ、先ほど話したとおり、例えば、こういう１ｍの豪雪地帯で冬場も曇天寡照の地域において、太陽光パネルにどれだけのスペースが必要だとか、その中で補完する蓄電池の有り様をどうするかとか、たしかに４分の３の高い補助率なんですけれども、非常にコストがかかるという部分があります。それから、そういった中でどういった形が望ましいのかというのを根本からやはり検討した上で、実際に具体的な施策を展開していく必要があると思います。ただ、それまでの知見がまだうちの中には組み上がっていないものですから、そういったモデル事業とか調査事業とか、国の支援も新たに出来ておりますので、そういったものを活用しながら、今後、地域の中において、現実的、具体的な手法について提案をさせていただいて、そして計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）そうしますと、こちらの住民を含めたところの計画もこれからということで押さえておきます。

４点目なんですけれども、昨年、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指してということで、仁木町クールチョイス宣言をしています。コロナ禍の中で、また雪の中ということもあって、仁木町クールチョイス号は町民の皆さんに会っていませんけれども、今後どのように活用していくのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）クールチョイス号につきましては、令和３年度にＮＰＯ法人と共同で子どもたちの授業ですとか、そしてＰＲ効果ということもありまして、絵本作家の方に絵本を作成していただいて、その他、今回クールチョイス号ということで北海道芸術高等学校の生徒さんにデザインをしていただきましてラッピングして、この期間運用させていただきました。こちらの事業主体は法人が事業主体ということで、その車両につきましてはリース車両で行っておりましたことから、この２月にリース車両の方は返却をさせていただいております。ですので今現在、町の方には、その車両はないということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）クールチョイス号をこれから、さくらんぼフェスティバルとか、そういうところでお披露目していくようなことを広報の中で書いてあったような気がするんですけれど、そうしますと法人

の方で、そのまま仁木町のデザインをしたクールチョイス号を持っているということなんですか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）クールチョイス号はリース車両として法人から借りて、そちらにラッピングをさせさせていただいたということでですね、自動車会社の方で引き取りをしてございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）この温室効果ガス排出量実質ゼロを目指してということで、せっかくこうクールチョイス宣言している町として、やはり世界的な動きで、電気自動車はどんどん普及していくと思いますけれども、率先して、公用車というか、町長車からハイブリッド化、電気自動車に替えていくということは考えていませんか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私自身はそういう今後の環境問題を配慮した中でですね、様々な公用車やまた関連するものを、そういった電気自動車等に替えていくことも必要であるというふうに認識しております。ただそれにしても、おそらく相当な費用が生じると思います。そういった部分に皆さんがご理解をしていただいた中で、町として一丸となって環境問題に取り組み、そういった形で整備していくんだということをですね、皆さんと一緒に理解をしていただければですね、そういった話もこれから進みやすいというふうに思いますので、町としても、今後環境問題意識を高める上で皆さんにいろんな部分で発信をして、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）電気自動車を普及するためには、充電スタンドが各所になければなかなか進まないというふうに思いますけれども、「萩市では環境に優しい観光地づくりの一環として、山口県内の自治体では初となる電気自動車用の急速充電器を設置しました。市民、観光客の方など、どなたでも利用可能ですので、ぜひ利用してください」ということで、市役所のところに充電スタンドを付けていると聞きました。やはり、よそから来た人が充電している間に町の中を散策してもらえれば、本当に仁木町としても率先して環境配備というか、環境に良いまちづくりをしているんだなということをわかってもらえると思いますけれども、ぜひこういう充電スポットのようなものを配備してほしいというふうに思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現段階では検討しておりませんけれども、近い将来、電気自動車の普及に伴い需要が見込まれる際には対策を講じなければならないというふうに認識しております。

　他の自治体では、事業者に補助金を出して設置している事例もありますけれども、今後、国の脱炭素化に向けた取組を踏まえ、調査・研究をしてまいりたいとそのように考える次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）やはり、まわりでどんどん出来ていく中で設置するのではなく、率先して仁木町が後志管内で初とか、そういうふうに前もってやってもらえたら良いのではないでしょうか。

　５点目の景観条例ですけれども、仁木町はまだ開発の波は押し寄せていませんが、倶知安町やニセコ町ではどんどんと建物が建って、高さや色、羊蹄山を遮らないこととか、どこからでも羊蹄山が見えること

などを基準にして景観条例が作られているようですけれども、仁木町はどういう基準にするんでしょうか。昨年、景観条例を作るというのを「これから検討していく」と言っていたので、だいたい大枠は考えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）総合計画の方にも景観条例の策定ということで載せさせていただいております。

本町における景観条例は、景観を守るための条例、もしくはまちづくりのための景観条例という方向性というものがあろうかと思います。そちらの方は、まだ大枠ということですけれども、実際深いところまでは検討していないところでございますし、景観条例というものについては、今までの景観条例であれば、努力義務的な景観の規制を載せるというような形になろうかと思いますし、壁の色とか屋根の色等を設定しなければ、なかなか町の方でも「このエリア」という形で設定しなければならないかと思います。その辺りにつきましては、どこをするというわけではございませんけれども、そういったことも今上村議員の方からも、そういういろんなやり方があるということなので、その辺りを研究しながら、これから進めるという形でご理解いただければと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の補足でありますけれども、例えば、再生可能エネルギーの必要性を求めるのも当然理解できるんですけれども、その中で設置の際に景観的な環境に対する懸念が生じて事業が立ち止まるケースというのもよく見ます。再生可能エネルギーを求める、どんどんやってくれという一方で、ここに建てられたら困るというような議論もある中で、結局その部分がなかなか進まないというふうに私は思うんです。ですからやはり、再生可能エネルギーを進める中でそういった部分、課題も生じますが、その辺も皆さん理解して、全体的に一緒に取り組んでいかなければならないんだという姿勢がなければ、いつまでたっても、平行線だと思いますので、そういった部分の皆さんの意識を高めることを、これから町としても深めていきたいというふうに私自身は考えているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）それで、私もメガソーラーとかを建てるという計画のもとで、景観条例に含めなくても結構なんですけれども、やはり環境配慮ガイドラインというのか、そういうものを一つの起点としてこれから建てる人たちも、そういうルールがなければ、むやみにどんどんと再エネをやっていけば良いというものではないと思うので、このガイドラインが必要だと私は思うんですけれども、景観条例には念頭に検討していないというふうに書いてありますけれども、こういうガイドラインの方も含めて作っていただきたいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）只今お話がありました環境配慮ガイドラインですが、そこは答弁の方でも条例には考えては、今のところないということでございまして、太陽光発電等そういった規制の前提とした部分の景観条例に含む形での制定は考えていないということでございますので、条例の方には含む予定は今のところはないということで、その点をご理解いただければと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）やはり、再エネと一体化して、こういうルール作りを最初に決めておかないと、本

当に仁木の町が環境に配慮した町にはならないと思いますので、ぜひそういうルール作りを合わせて作っていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時４５分

再　開　　午後　１時００分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第３　議案第11号

令和４年度余市郡仁木町一般会計予算

日程第４　議案第12号

令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第５　議案第13号

令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

日程第６　議案第14号

令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）日程第３、議案第11号『令和４年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第６、議案第14号『令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上４件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました令和４年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は、町民税、固定資産税などを合わせて３億2660万9000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金１億4535万6000円を取崩し、繰入れを行い、令和４年度の予算編成を行ったところでございます。

令和４年度の予算規模につきましては、一般会計が総額44億9043万1000円、前年度対比では６億8193万円、17.9％の増でございます。国民健康保険事業特別会計は総額で１億9518万9000円、前年度対比では1081万5000円、5.9％の増でございます。簡易水道事業特別会計は総額５億1823万3000円で、前年度対比で5524万8000円、11.9％の増となってございます。後期高齢者医療特別会計は総額が7907万2000円、前年度対比は384万8000円、5.1％の増でございます。以上４会計予算の合計は総額で52億8292万5000円となり、前年度対比で７億5184万1000円、16.6％の増となってございます。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。以上をもちまして４会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題４件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員８名で構成する

令和４年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員８名で構成する令和４年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和４年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第７条第２項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時０４分

再　開　　午後　１時１５分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

休憩中に行われた令和４年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

令和４年度各会計予算特別委員会委員長に門脇議員、副委員長に木村議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第７　議案第５号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第８　議案第６号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第９　議案第７号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10　議案第８号

仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について

日程第11　議案第９号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第12　議案第10号

仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）日程第７、議案第５号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例制定について』ないし、日程第12、議案第10号『仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について』以上６件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第５号から議案第10号まで一括提案説明をさせていただきます。

まずはじめに条例改正であります。議案第５号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成３年仁木町条例第２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

次に、議案第６号のページをお開き願います。議案第６号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、議案第７号のページをお開き願います。議案第７号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、議案第８号のページをお開き願います。議案第８号、仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について、仁木町予約制バス運行条例（平成30年仁木町条例第４号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、議案第９号のページをお開き願います。議案第９号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第８号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、指定管理者の指定につきまして提案説明をさせていただきますので、議案第10号のページをお開き願います。議案第10号、仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について。仁木町多目的滞在施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第５条第１項の規定により議会の議決を求める。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、１．指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称は、所在地が、仁木町北町８丁目25番地１、名称は、仁木町多目的滞在施設であります。２．指定管理者に指定する団体の住所及び名称は、住所が、札幌市中央区南20条西11丁目２番１号、名称は、株式会社ベストステイ札幌、代表取締役　相澤亮佑であります。３．指定期間は、令和４年４月１日から令和９年３月31日までとなってございます。以上、議案第５号から議案第10号まで６件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題６件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり令和４年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和４年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

日程第13　議案第15号

仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第15号でございます。

仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成４年仁木町条例第６号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第15号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

この度の条例制定の背景は、昨年８月に人事院から国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、地方自治体においても地方公務員法の規定に基づき、条例改正など所要の改正措置を講ずるように総務省から通知があったことによるものです。

当該措置の内容は、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員の育児休業などの取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するもので、これに係る条例の一部改正を行うものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表１ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点につきまして、ご説明いたします。第２条育児休業等をすることが出来ない職員、及び第18条部分休業をすることが出来ない職員の改正は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が１年以上」との要件を廃止する改正です。第22条妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等及び第23条勤務環境の整備に関する措置の追加は、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定する条文で、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別に周知し、意思確認や職員全体への研修実施や相談体制整備をしなければならないとする規定の追加です。これらを申し出た職員への周知等は現在も実施しているものでございますが、国からの通知に基づき明文化するものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、令和４年４月１日から施行するものでございます。以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第16号

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第16号でございます。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井　健）議案第16号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

放課後児童クラブの放課後児童支援員につきましては、支援の単位ごとに２名以上が必要である旨、規定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染等により支援員が出勤出来ない場合や、現在２名体制で行っている銀山放課後児童クラブでは退職等による欠員補充が出来ない場合、事業の継続が困難となるおそれがございます。今回の改正は職員の配置基準を緩和し、支援員の確保が難しい状況におきましても事業の継続を図ることを目的とした改正でございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表により説明いたします。新旧対照表をお開きください。右側が現行で、左側が改正後となってございます。アンダーラインの部分が改正部分でございます。第10条部分の主な改正内容としましては、同条に第６項を加えるものでございます。内容としましては、利用

者の数が20人以下となる時間帯におきまして、利用者の安全確保方策が図られている場合に限り放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに１人とすることができるという内容でございます。また、加えまして放課後児童支援員の確保が困難である場合につきましては、補助員をもって代えることができるという内容でございます。附則につきましては、令和４年４月１日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第17号

仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第17号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第17号でございます。仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第８条第10項の規定により準用する同法第８条第１項の規定により、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見　信）議案第17号、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

仁木町過疎地域持続的発展市町村計画は、令和３年第３回仁木町議会定例会で議決をいただきました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した計画でございます。同計画の変更にお

いては、市町村計画本文に係る事業の追加や中止など市町村計画全体に及ぼす影響が大きい変更の場合、あらかじめ知事と協議を行った後、市町村議会での議決を要するとされております。

今回の変更の内容につきましては、２ページの最下段をご覧ください。同計画の持続的発展施策．８教育の振興に、町民センター空調機更新事業を追加するものでございます。その他の変更項目につきましては、令和２年国勢調査の結果による軽微な変更に該当するもので、これのみでは議決は必須ではございませんが、併せて北海道と協議を行ったことから議案として上程しているものでございます。

なお、北海道知事との事前協議は、本年１月31日付け同意済みであることを申し添えます。以上で議案第17号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第18号

銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第18号『銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号でございます。銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第８項の規定により準用する。同法第３条第１項の規定により、銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和４年３月10日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第18号、銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し

上げます。

本計画につきましては、起債を活用する計画となる地区の総合整備を定めているもので、計画を定めることで、充当率100％、交付税算入率80％の辺地対策事業債の活用を図れるものでございます。

次のページをお開き願います。銀山地区総合整備計画につきましては、除雪ロータリ購入のための変更でありまして、２．公共的施設の整備を必要とする事情の下段、及び、３．公共的施設の整備計画の４行目に除雪機械を追加し、事業費は4798万2000円、一般財源が1890万2000円、うち辺地対策事業債は1890万円を予定しております。変更後の合計事業費は１億3673万2000円、辺地対策事業債は7170万円でございます。

次のページをお開きください。大江地区総合整備計画につきましては、３．公共的施設の整備計画の飲用水供給施設を変更しており、変更後は括弧書きで、事業費は５億5589万6000円、一般財源が３億7067万1000円、うち辺地対策事業債は１億8520万円を予定しております。変更後の合計事業費は５億8869万6000円、辺地対策事業債は１億9840万円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時３８分

再　開　　午後　１時３９分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は３月22日火曜日、午前９時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散　会　　午後　１時３９分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和４年第１回仁木町議会定例会（２日目）議事日程

◆日　　時　　令和４年３月１１日（金曜日）午前９時３０分　開議
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	一般質問	北海道新幹線並行在来線廃止に伴う今後の取組は（佐藤秀教議員） 変わりゆく水田農業への支援を（野崎明廣議員） 光回線の有効活用を（木村章生議員） 地球温暖化対策の推進を（上村智恵子議員）
日程第３	議案第11号	令和４年度余市郡仁木町一般会計予算
日程第４	議案第12号	令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第５	議案第13号	令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算
日程第６	議案第14号	令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算
日程第７	議案第５号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第８	議案第６号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第９	議案第７号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第８号	仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第９号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第10号	仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案第15号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第14	議案第16号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第15	議案第17号	仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
日程第16	議案第18号	銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について

令和４年第１回仁木町議会定例会議決結果表

会　期　　令和４年３月１１日～３月２２日（１３日間）
２日目　令和４年３月１１日（金）
（ 開議 ～ 午前９時３０分 ／ 散会 ～ 午後１時３９分 ）

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
議案第11号	令和４年度余市郡仁木町一般会計予算	R４．３．11	委員会付託
議案第12号	令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R４．３．11	委員会付託
議案第13号	令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R４．３．11	委員会付託
議案第14号	令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R４．３．11	委員会付託
議案第５号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	委員会付託
議案第６号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	委員会付託
議案第７号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	委員会付託
議案第８号	仁木町予約制バス運行条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	委員会付託
議案第９号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	委員会付託
議案第10号	仁木町多目的滞在施設の指定管理者の指定について	R４．３．11	委員会付託
議案第15号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	原案可決
議案第16号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R４．３．11	原案可決
議案第17号	仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	R４．３．11	原案可決
議案第18号	銀山及び大江辺地に係る総合整備計画の変更について	R４．３．11	原案可決